

平成16年度国指定鳥獣保護区の指定等に関する 意見の募集について

1 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・意見募集を行う鳥獣保護区等の指定計画書(案)を環境省ホームページに掲載
- ・記者発表(環境省記者クラブ)
- ・資料の配付

(2) 資料の入手方法

環境省自然環境局野生生物課、それぞれの鳥獣保護区を管轄する自然保護事務所及び支所で閲覧可能。希望があれば、環境省自然環境局野生生物課より郵送。

(3) 意見提出期間

平成16年8月16日から9月15日まで(1ヶ月)

(4) 意見提出方法

郵送、FAX又は電子メール

(5) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課

2 意見募集の結果

- | | |
|-------------|----|
| ・郵送によるもの | 1通 |
| ・FAXによるもの | 1通 |
| ・電子メールによるもの | 1通 |
| 合計 | 3通 |

3 整理した意見総数

- | | |
|-------------------|----|
| ・指定計画書(案)に係るもの | 2件 |
| ・指定計画書に係る意見以外の要望等 | 4件 |

平成16年度国指定鳥獣保護区の指定等に関する パブリックコメントの実施結果について

ご 意 見	対 応 方 針
・国指定中海鳥獣保護区の指定（区域の拡張）及び同中海特別保護地区の指定について	
<p>中海に飛来する渡り鳥は、海岸から沖合50メートルの区域内に生息する底生生物をエサとしていることから、当該区域も特別保護地区に指定すべきである。 （2件）</p> <p>指定後において、地域住民に対しての環境学習や自然再生のための拠点施設の整備を図ること。 （1件）</p> <p>中海や宍道湖に飛来する水鳥を含む傷病鳥獣の救護施設を整備されること。 （1件）</p> <p>本庄工区の堤防開削も含めた中海の環境再生に環境省が積極的に関与すること。 （1件）</p> <p>鳥獣保護の前提として、中海の水質保全が大切です。 （1件）</p>	<p>中海の湖岸沿いの浅場は、底生生物を餌とする鳥類の餌場となっていることから、米子水鳥公園周辺及び鳥類のねぐらとして重要な区域については、特別保護地区に指定することとしました。</p> <p>湿地の保全と賢明な利用については、地域住民等の理解と協力が重要であることから、今後とも、関係機関と連携・協力して地域住民等への普及啓発等に取り組んでいきます。 環境学習や自然再生の拠点施設の整備については、米子水鳥公園ネイチャーセンター等の既存施設の活用を基本として、今後検討します。</p> <p>傷病鳥獣の救護体制については、鳥獣保護区の指定とは別途に検討すべき事項と考えています。</p> <p>中海の環境保全については、これまでも、さまざまな主体・機関等により取り組まれていますので、環境省もそれら関係機関等との連携を図りつつ、適切に対応していきます。 なお、堤防開削の取り扱いについては、これまでの経過を踏まえ関係機関、関係地方自治体において環境保全の観点も含めさまざまな観点から協議・検討されていますので、基本的にはこれら協議・検討経過を注視していきます。</p> <p>鳥獣の生息環境の保全を図るためには、中海の水質保全も重要な要素であると認識しています。 主に水質面からの中海の湖沼環境の保全については、鳥根・鳥取両県が「湖沼水質保全特別措置法」に基づき「湖沼水質保全計画」を策定し、流域からの汚濁負荷量の減少等に取り組んでいますので、これら関係機関等と連携を図りつつ、適切に対応していきます。</p>

ご 意 見	対 応 方 針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国指定大東諸島鳥獣保護区の指定及び同大東諸島特別保護地区の指定について ・ 国指定名蔵アンパル鳥獣保護区名蔵アンパル特別保護地区の指定（区域の拡張）について ・ 国指定下北西部鳥獣保護区奥戸特別保護地区及び同下北西部特別保護地区の指定について ・ 国指定大鳥朝日鳥獣保護区大鳥朝日特別保護地区の指定について ・ 国指定北アルプス鳥獣保護区立山特別保護地区、同北アルプス特別保護地区及び同乗鞍特別保護地区の指定について 	
<p>意見はございませんでした。</p>	